

## Guillaume Du Vairの『和平の勧め』 : éloquence gallicaneの傑作

羽賀, 賢二

九州大学大学院言語文化研究院言語環境学部門 : 教授 : 言語情報学講座

<https://doi.org/10.15017/21789>

---

出版情報 : 言語文化論究. 27, pp.77-101, 2011-10-31. 九州大学大学院言語文化研究院  
バージョン :  
権利関係 :

## Guillaume Du Vair の『和平の勧め』

— éloquence gallicane の傑作 —

羽 賀 賢 二

---

[Synopsis]

- I. Guillaume Du Vair の『和平の勧め』
  - II. 時代背景
    - II-1. 続く緊張
    - II-2. Brisson 殺害事件
    - II-3. 国王選出の動きとスペイン皇女の結婚問題
    - II-4. リーグ派三部会
  - III. 『和平の勧め』の構成
    - III-1. 成立事情と相手
    - III-2. フランスの過去の栄光と現在の惨状
    - III-3. カトリック国王の下での大同団結
    - III-4. 国王候補者たち
    - III-5. フランスを救う唯一の道 — Henri de Navarre の改宗
    - III-6. la Ligue の探るべき道 — Mayenne 公への呼びかけ
  - IV. 結び — 雄弁なガリカニスト
    - IV-1. ガリカニストとしての Politiques
    - IV-2. 雄弁家 Du Vair
- 

### I. Guillaume Du Vair の『和平の勧め』

小論は Guillaume Du Vair<sup>(註1)</sup> の『リーグ派諸氏に宛てた和平の勧め』 *Exhortation à la paix adressée à ceux de la Ligue* (以下『和平の勧め』と略称する)<sup>(註2)</sup> を、フランス宗教戦争末期の社会・政治状況の中に置いて分析するものである。

『和平の勧め』は当初、匿名の論文として発表されたものである。印刷論文であったか手稿の形であったかについては研究者の間で見解が異なる。これが最初に発表された時期については確定し難い。1590年5月から8月のパリ包囲戦の後であること、1593年6月28日に行われた Du Vair の演説『サリカ法の維持に関して高等法院に提出された法案採択の請願』(以下『サリカ法』と略す)<sup>(註3)</sup> より前であることは確実である。

1591年末までのパリは、リーグ急進派の「十六区評議会」 les Seize が実権を握り、すこしでも Henri de Navarre<sup>(註4)</sup> 側と融和的な態度をみせるならば、「妥協派あるいは裏切者」、当時の呼び方で

Politiques として、生命さえ危うい状況にあった。それゆえ、パリに居た Du Vair がこの時期に、生命の危険を冒してまで、この論文を発表したとは考えにくい。おそらくは、もう少し後の1592年から1593年に書かれたものであろう。1593年春には文学史上よく知られた *Satyre Ménippée, de la Vertu du Catholicon d'Espagne et de la Tenue des Estats de Paris* が出版されている<sup>(註5)</sup>。論者は、Du Vair の論文と *Satyre Ménippée* は性格が異なり、その前後性を議論することにさほど重要性があるとは考えない。ともかく Du Vair のこの論文の成立には、ここでは1592年後半から1593年前半という時期を当てておく。

『サリカ法』が高等法院において実際になされた演説に基づくものであることは、各種の証言から確実である。それに対して、『和平の勧め』は、Du Vair が従前より折に触れて表明してきたことがまとめられた形で述べられてはいるが、演説原稿であるとはみなされていない。該当する演説の記録が残っていないし、1回の演説原稿としては長すぎるからである。

## II. 時代背景

『和平の勧め』のテキスト分析に入る前に、1590年9月のパリ包囲戦の終結より1593年のリーグ派三部会開催までの政治、社会情勢を概観しておきたい。

### II-1. 続く緊張

1590年5月に始まった Henri de Navarre によるパリ包囲は、Parme 公 Farnese がリーグ派救援に駆けつけたことにより9月始めに漸く解かれた。蟻の子一匹通さぬ厳しい包囲網は解かれたものの、その後も包囲は緩やかな形ながら1591年から1592年まで続く。この間、パリに抛るリーグ派と地方からパリを睨む Henri de Navarre 軍との緊張は高まりこそすれ弱まる気配はない。1591年2月にはスペイン軍がパリに入った。パリでは、必ずしもリーグ派の思い通りに動かない最高諸法院の関係者に対する不平不満が、特に急進派の les Seize の間で募ってゆく。4月、les Seize は「追放状」を作成して配布した。Du Vair も当初はリストに載るはずであったが、Mayenne が外したとされる。L'Estoile の証言によれば；

パリ中に、Mayenne 公が決定、署名し、「十六区評議会」が承認した「追放状」が出回り始めた。高等法院と会計法院の多数の人物に送られたが、とりわけ Brisards, Pastoureau, Clin, Feu, Am (m)elot, Baron, de Mesme, Charmoye の諸氏、また de Pleurs, La Martinière (通称 Lecomte) その他の諸氏に送られた。これらの人々は追放される前に出てゆこうと急いで準備をした。<sup>(註6)</sup>

「カトリック同盟」軍の指揮官として国内各地に転戦を余儀なくされている Mayenne 公(彼は1589年2月19日以降「王国総代理官 Le Lieutenant Général du Royaume」に就任していた)に対し、パリ市政を牛耳る民衆派の les Seize は国王選挙を要求するに至る。これは王権を5年ごとに開催される三部会の統制下に置こうというものであった。リーグ派の内部で Mayenne 派と民衆派(急進派)の対立が、1591年の秋以降、次第に顕在化していく。Henri de Navarre は Rouen を包囲し、外部からパリを牽制する。Henri de Navarre の圧力が大きくなるのに比例して、リーグ急進派では「内なる敵」としての Politiques に対する憤怒が増大する。4月18日には Chartres が Henri de Navarre に降り、その知らせはすぐにパリに届く。21日の日曜日には、リーグ派の説教師たちが Politiques を口

を極めて非難する。

Boucher : Politiques は全員殺すべきだ。

Rose : Saint-Barthélemy は必要だったのだ。これであの悪疫を根絶する必要があったのだ。

Commelot : Politiques の死こそ、カトリック教徒の生命である。

Saint-André 司祭 : 私が Politiques 撲滅の先頭に立とう、そして良きカトリック教徒に範を垂れるのだ。

St.-Germain-de-l'Auxerrois 司祭 (最も狡猾な人物) : 笑っている人間を見たら捕まえよ。そいつは Politique だ。

そして街角でニュースを集めている連中がいたら殴り殺すか河に投げ込め。

St.-Gervais 司祭 : もう追放状のことは話すべきでない。その代りにあの連中の首にそれを結びつけて河に投げ込み、Rouen まで流せばよい。<sup>(註7)</sup>

## II - 2. Brisson 殺害事件

こうした中、11月15日にパリ高等法院長 Barnabé Brisson が les Seize により逮捕され、裁判もなしに処刑されるという事件が起きた。パリのカトリック急進派で司法官僚に対する不満が募っていたのは上述の通りであったが、この事件の直接の引き金となったのは François Brigard という弁護士 (LEstoile によれば検事) の事件であった。

1591年4月6日、パリ市の検事で「同盟」に多大の貢献をした Brigard (「同盟」の最初の略奪者で手先の一人) が、彼の又従弟に当る Bussy-Leclerc によって投獄された。Bussy-Leclerc は Brigard をよく知っているし、又従兄弟という関係にあるにも拘らず Bastille に投獄した。その理由は、噂によれば、王党派の重要人物と連絡をとって、裏切りを図ったからということだ。<sup>(註8)</sup>

ところが高等法院はこの Brigard を釈放した。これに憤慨した les Seize は高等法院、特に責任者である Brisson を厳しく糾弾する。Brisson には友人知己から身辺に気をつけろという忠告が与えられるが、彼はリーグ派に対する自分の影響力に自信があったらしく、忠告を受けて避難することはなかった。les Seize は11月6日に10名の急進派から構成される秘密委員会「十人評議会」を結成し、14日には Matthieu de Launoy (Launay) 邸で秘密会議を開き、恐らくここで翌日「パリの Politiques の Saint-Barthélemy を現出させるといふ」<sup>(註9)</sup> 哀れな悲劇が決定された。11月15日金曜日、Brisson はリーグ急進派に逮捕され、即決裁判の後、その日のうちに絞首刑にされた。Brisson と同時に大法院評定官の Larcher と Châtelet 評定官の Tardif も逮捕され処刑された。3人の遺体はその後 Grève 広場において晒された。

Brisson 院長、大法院評定官 Larcher 氏、Châtelet 評定官 Tardif 氏が逮捕され、その後3名は牢内で昼前に絞首された。最初に処刑されたのは Brisson 院長だが、彼は長時間命乞いをして、青少年教育のために非常に役に立つ本を書き始めたところだから、書き終えるまで、どこか四方を壁で囲まれた場所で、パンと水だけでよいから与えてくれと頼んだ。結局、この虎のような連中の暴虐を止めることができず、死ぬしかないと覚悟したとき、彼は激昂して叫んだ：「神よ、あなたの審判はなんと偉大でしょう！」。そして、ラテン語で *Justus es, Domine, et rectum judicium tuum* と繰り返した。死ぬ前、大量の汗と恐れのため、彼のシャツは、河に投げ込まれたかのようにだった。世の中のために一番働いた者が一番裏切られる。院長の残酷な死がその証拠である。かくしてこの日、高等法院の院長が自分の見習いによって絞首された。次に Larcher が連れて来られた。院長が吊るされたのを見て叫んだ：「院長様、ここにおられたのですか。あなたのように有意で善良なお方がこれほど残酷な目にあわれたのを見て、私はもう死ぬことをなんとも思いません。」最後に連れ出された Tardif は、絞首台の二人を見ると気絶した。予想されたことだが、恐怖心と、自宅で逮捕されたとき受けた腕の傷が開いて出血したのだった。les Seize は半死状態の Tardif を刑場に引き出した。11月16日(土)、

三人の遺体は Grève 広場の絞首台に吊るされ、次の高札が立てられた：「Barnabé Brisson、裏切者の首領で異端者；Claude Larcher、裏切者の支持者の一人で Politique；Tardif、神とカトリック王族の敵の一人。」<sup>(註10)</sup>

les Seize はこの3名以外にも多数の Politiques を狩り出し粛清しようとして、「赤紙」と呼ばれるリストを作った。このリストでは Politiques と目される人名の後に P、D または C の文字が書かれており、それぞれ pendu（絞首）、dagué（刺殺）および chassé（追放）を意味した。

11月25日月曜日、「赤紙」と呼ばれる Politiques のリストの私の地区の分が手に入った。私はこれに大いに関心があったのだが、私はリストの上の方に記載されていた。このリスト「赤紙」は、les Seize が主導権を握っている市内の16地区の Politiques 全員の名簿である。ここで Politiques とは、les Seize が心情的王党派だとみなした人々で、les Seize の盗み、絞首刑、残虐行為を嘉としない人を指している。les Seize は自分たちの盗み、絞首刑、残虐行為を「カトリック的、使徒的、ローマ的宗教保全のための神への熱誠」と呼び、自分たちこそ宗教の真の父、保護者だと自称している。この名簿に Politiques として記載されている者には、どれほど立派なカトリック教徒で熱心な信者であろうとも、生粋のフランス人としてスペインの支配を拒否する者が全員含まれる。ところで、彼らが Politiques と呼ぶが実際にはこの上なく善良な人々でパリで最も優れた人々を、彼らは自分たちの評議会において、一部を絞首と刺殺に、一部を追放に処すと決定したのだ。それで名簿では対象者を P、D、C の文字で区別したが、これはそれぞれ Pendu, Dagué, Chassé を意味する。私は D だから刺殺予定者だ。<sup>(註11)</sup>

Brisson 事件は Du Vair 等の高等法院関係者に大きな脅威であったが、同時に Mayenne 公にも大きな衝撃を与えた。公は自分の権威を無視した les Seize の暴走に危惧の念を抱き始めた。高等法院は Brisson 処刑に当初は震え上がったが、徐々に落ち着きを取り戻す。Les Seize の開廷勧告に対して、この事件が正しく裁かれるまでは開廷を拒否する。Mayenne 公は11月28日に急ぎパリに戻り、穏健派と接触する。12月4日の早朝、公は最も狂信的な約20名を逮捕させ、Brisson 殺害に関与した4名を処刑する。

1591年12月4日水曜日、Châtelet の弁護士 Ameline、Louchart 警部、高等法院検事 Emmonot の3名が、Brisson 院長と Larcher および Tardif 両氏の殺害の責任者として、Louvre 宮殿の小部屋で絞首刑に処された。この日、夕方5時頃、上記3名の処刑から約4時間後に、Anroux が絞首刑になった。<sup>(註12)</sup>

Mayenne 公はこの事件を機にリーグ派から過激民衆派の les Seize を駆逐して主導権を握ることを目論むが、この後も les Seize との綱引きはしばらく続く。実際、les Seize に対する追求はすぐに腰砕けになっていく。

12月10日火曜日、Mayenne 公は高等法院に、赦免を含む次の宣言を登録するために高等法院に送付した。「Brisson 院長および2名の判事殺害犯人のうち4名は既に処刑した。私は、これ以上重大な悪が起きることを防ぎ社会の安全を図ることを望むがゆえに、次のことを要求する：一般的にも個別的にも、人々は他の者の指示と企みに籠絡されたに過ぎないこと、恐怖心と危険を感じたがゆえに今回の事件に参加したに過ぎぬことに鑑み、その責任を免じ、現在も将来も、追及されることはない。ただし、Cromé 判事、Adrian Cochery ならびに書記であった者は、正義を執行するために、この赦免の恩恵には与らぬものとする。」<sup>(註13)</sup>

Mayenne 公は les Seize を抑えるために、これまで以上に高等法院と手を結ぼうとする。高等法院の方では、公が les Seize の暴走を阻止することは望むところであったが、しかしそれを無力化するほどの力のないことを十分に承知していた。Du Vair 等は、Henri de Navarre を新国王として承認し

て王国を統一する以外に、この難局を乗り切る方法はないという確信をいっそう強めていく。

### II-3. 国王選出の動きとスペイン皇女の結婚問題

急進派であれ穏健派であれリーグ派にとって、異教徒である Henri de Navarre をフランス国王として承認することは到底できなかった。リーグ派の後ろ盾であったスペイン国王やローマ教皇も同意見であった。教皇は Henri de Navarre を破門している。Henri de Navarre は単なる異教徒ではなく relaps である。relaps とは再度異端に陥った者を意味するが、Henri de Navarre は 5 回改宗している<sup>(註14)</sup> relaps である。

血統上からすれば故 Henri III の後を襲いフランス国王となるべき Henri de Navarre がこのように決定的にその資格を欠くとすれば、彼に代わる者を新国王に立てねばならないという声がカトリック陣営の中からあがった。Henri de Navarre を除けば、血統的に最も王位継承順位が高かったのは Bourbon 枢機卿<sup>(註15)</sup> だった。英邁とは言い難く、故 Guise 公や Catherine de Médicis にうまく利用されてきた人物であるが、当人にはその気があり、リーグ派は Henri III の死後、彼を Charles X として国王と宣言した。しかし真面目に受取られることはなく、Henri de Navarre に幽閉されている間に死んだ。

血統上の最近親男子が次の王位に就くという伝統的形式を採用できないとなると、別の形をとる必要がある。カトリック陣営から、王国三部会で新国王を選出し承認するという方式が提案される。Bourbon 枢機卿の死後、何人かの候補者の名が挙がっていた。リーグ派の中に、Vendôme 公<sup>(註16)</sup> の周囲に、急進派 (les Seize) と穏健派 (Mayenne 派) に次いで第三の党派が形成されたのは、次期国王への選出を期待してのことである。

この時、第三の党派が現れた。それは故 Bourbon 枢機卿の甥に当る新 Bourbon 枢機卿で、彼は伯父の死によって王位継承権を引き継いだとし、加えて、自分はカトリック教徒だから異端者である Navarre 王より適任であると主張した。彼の聴罪司祭であった Jean Touchard (Bellozane 師) と Jacques Davy Du Perron が彼を支持していた。Charles は教皇へ書簡を認め Scipion Balbani なる男にローマに持たせたが、Mayenne 公の特使がこの書簡のことで知り Mayenne に一報した。<sup>(註17)</sup>

Vendôme 公の他にも密かに王位を望む者がいた。他ならぬ Mayenne 公もその一人と目されていた。

スペイン皇女 Isabelle-Claire-Eugénie d'Autriche (1566-1633) (以下 Isabelle と略す) をフランス人王族の一人を結婚させ、フランスとスペインという二大カトリック王国の結びつきを確固たるものとしようという話は、Henri III 逝去の直後からあった。Isabelle はスペイン国王 Philippe II と三人目の妻である Élisabeth de France との長女であり、母 Elisabeth はフランス国王 Henri II と Catherine de Médicis の娘であるから、Isabelle 自身は Henri II の孫に当り、フランス王室との関係は深い。しかし、この結婚話は1592年秋以降になると、単なる結婚から結婚によるフランス王国の共同統治という話に変わってくる。スペイン国王は Isabelle をフランス国王位に就けるか、それが無理であれば誰かカトリック教徒のフランス人王族と結婚の上で連帯統治を行う (gouverner solidairement) ことを要求した。リーグ派を率いる Mayenne 公は、もしこのスペイン国王の企てが実現するならば、自分の実権が失われることは確実であるとして不満であった。ここに、Du Vair 等の高等法院穏健派

(いわゆる Politiques) とリーグ穏健派 (Mayenne 派) が妥協できる余地が生まれた。

#### II-4. リーグ派三部会 (1593年)

新国王を世襲に抛らずして選出するとすれば、三部会を開催する以外に方法はない。1590年以降、王国総代理官である Mayenne 公への三部会招集要求は何回も行われた。しかし Mayenne 公には逡巡があった。戦時下での通行上の不安や、食糧事情などの他にも、そもそも Henri de Navarre を無視して自分に召集権があるのかという法的問題もあり、公自身も躊躇していた。1590年2月の Melun 三部会、1591年1月の Orléans 三部会の計画はともに延期となったが、結局、Mayenne は1592年末を期して Soisson (後に Paris に変更) に三部会を召集した。これは翌1593年1月に Louvre で開催された。これがリーグ派三部会と呼ばれたものである。これを機に Du Vair は『サリカ法』の演説を行い、情勢は決定的に Henri de Navarre に有利に傾くのであるが、これについては稿を改めて論ずる。

### III. 『和平の勧め』の構成

#### III-1. 成立事情と相手

上記の状況下で発表された『和平の勧め』であるが、後に全集に収録されたものでは、本文に先立ち、この論文の成立事情と目的を示した次の前文が付されている。

La Ligue の三部会がパリで開催された後、多数の名誉ある人たちが事態をなんとか打開するために努力した。そのために、両派の代表者間で会談<sup>(註18)</sup>が持たれた。しかるに、フランス人の中で和平が成立することを恐れたスペインの代理人たちが、それを妨害するために全力を挙げる決心をした。

彼らはそのために三部会において仮想の新国王を選出するのが最良の策であると判断した。これを実現するために、お偉方に対する約束、民衆への説得、国家存続を望んでいることが衆知の司法官やその他の名誉ある人々への脅迫など、あらゆる手段が用いられた。人々は初めはこの提案を問題にしていなかったが、その後、多くの人がそれに流された。

そこで私は、お偉方も民衆も、この有害な策謀に加担しないように、これに反駁する理由を残らず集めようと努力した。友人たちにこのことを話したところ、この建言を作って発表するよう勧められた。というのも、ここに挙げた理由は、この問題を検討した誰もが口にしていたものだが、私の友人たちによれば、私のものの方が秩序立って整理されているし、一つの見方に貫かれているので、一層よく理解されるだろうし、一層強い印象を与えるだろうということだった。

この建言をお読みになる方は、次のいくつかの主題についてここで用いられている言葉が、国王陛下をはじめとして言及されている方々への尊崇の念を欠いていると思われるかもしれない。しかし、著者(である私)は、選択によってでなく必要に迫られて、自分の置かれた時代と場所に合わせてそうしているのだということを、御賢察いただきたい。著者は、全力を尽くしてこの国に奉仕するという願いを捨てたことは一度もないのである。<sup>(註19)</sup>

既に [II. 時代背景] で述べた如く、パリはリーグ派の手中にあり、Du Vair は高等法院評定官としてパリに居た<sup>(註20)</sup>。その Du Vair になし得ることは、パリのリーグ穏健派の幹部、とりわけ指導者である Mayenne 公を説得して Henri de Navarre との交渉の席につかしめることであった。表題『リーグ派諸氏に宛てた和平の勧め』の「リーグ派諸氏」とは、Mayenne 公を頭とする大貴族と、「心ならずも」参加を余儀なくされている高等法院関係者あるいは有識市民層を指している。Mayenne 公を第一の相手に考えていることは当然である。

兄 Guise 公と弟 Guise 枢機卿を国王 Henri III に誅殺（1588年12月）された Mayenne 公は、二人の後を襲ってリーグ派の統領となっていた。パリにおいては、勢力を強める急進派（民衆派）の les Seize との間に次第に溝ができ始めていたが、全国的にみれば自他共に認めるカトリック陣営の最高指導者であった。Du Vair の本意はフランス王国の統一の維持であり、国王として最適任者は Henri de Navarre であると確信していたが、それを一気に実現するには機が熟しておらず、今は Mayenne 公を何としても説得する必要があった。

上に引用した前文では、リーグ派と国王派との Suresnes 会談により内戦終結の可能性が出てきたためにそれを阻止せんとしてスペイン国王が工作を始めたとしているが、それは必ずしも正確ではない。カトリック教徒である新国王を選出するという動きが Henri III の逝去直後から存在したことは、既に述べたとおりである。Du Vair の上の文章は、陰謀をすべてスペイン国王とその周囲の者に帰すことにより、フランス人（とりわけ Mayenne 公）を免責しているのだが、この前文が公の眼に触れることを前提に、公が説得に応じ易くする狙いがあったかもしれない。そう仮定すれば、「スペインの代理人」les agents d'Espagne という語が牽制の意味を持つであろう。なぜならこの語はスペイン人（駐パリ大使であった Feria 公など）を指すとともに、フランス人でありながらスペイン国王の利益のために運動する者をも指すからである。

Mayenne 公はスペインの資金と兵力を自分のために利用するつもりはあっても、スペイン国王の臣下となる気はなかった。とりわけ、スペインが Isabelle 皇女のフランス人王族との婚姻による共同統治を持ち出して以来、自らがその候補者となり得ないこともあり、スペイン国王に懐疑的になっていた。Du Vair は Mayenne 公のこの心理を読んでいた。その上で、リーグ穏健派を国王派との妥協に導くために、同公の力を利用しようとしたのである。

『和平の勧め』の構成と論旨は極めて明快である。まず、フランスの悲惨な現状が過去の繁栄と対比的に示される。そして、過去の繁栄に戻すためには、フランス人同士が非難合戦をやめ、これまでの恨みを忘れ、カトリック教徒の国王のもとに祖国を統一するしかない。それでは誰がそのカトリックの国王となるべきか？人々の口の上にいる候補者が一人づつ検討され、結局誰も適任者ではないとの結論に達する。最後に、Henri de Navarre をカトリックに改宗させた上で国王として承認するのが唯一の道であると結論する。以下、この論旨に従いテキストを詳しく見ていく。

### Ⅲ-2. フランスの過去の栄光と現在の惨状

フランスの惨状は、その過去の栄光と比較する時、いっそう生々しく実感される。この苦しい現状から抜け出すためには、この対比を冷静に行うべきであるとする。かくして『和平の勧め』は過去と現在のフランスの比較から始まる。

国家の崩壊の大きさから集められる徴は、国家の偉大さに関する惨めな徴であります。我々の目は、今日では、我々の哀れな祖国フランスがかって持っていた他の徴をもはや見ておりません。とはいえ、フランスをかかつての最盛期の姿に立ち戻らせることはできないとしても、少なくとも今の惨状から少しでも抜け出させる手段がないかどうかを知るためには、かつての栄光の姿を知る必要があります。ですから、我々の目を現在の恐ろしい光景から逸らし、我々の心を過去の光輝満てるフランスの思い出に向ける必要があります。過去の良き事柄の記憶が現在の悪しき事柄の印象を一層苦いものとすることは十分承知しております。しかし、それがどうだというのでしょうか。これほど重症の病気では、どんなに薬剤が苦くとも、それを探す



必要があります。ですから、目ではもはや見つけれられないものを心で探しましょう。<sup>(註21)</sup>

肥沃で温暖な国土、豊富な河川、自然の要害を国境とする安全保障などの自然の恵み、都市や田畑の変化がまず取り上げられる。

偉大なフランスを育て上げた運命は、地上で最も美しい地方をフランスに与え、大帝にも匹敵する広大な、しかし一人の君主が注意すれば統治できる領土を与えました。[……] 高く近寄り難い山岳、深い大河を国境としています。国内は肥沃で温暖かつ心地よい土地柄で、他のどこよりも、作物が驚くほど豊かに実り、空気は温暖で数え切れないほどの花や果物や動物に溢れています。加えて、美しく大きな河川が広がり、あたかも身体の中の血管のように、生活の必需品を全土に運び、絶えることのない取引によって、各地方の余剰産物を互いに融通しあっていました。多数の、いや無数といってよい美しく強大な都市と、大きな町や村があり、とりわけ数え切れない城と美しい家が、この上なく美しく見事に耕作された畑の中に点在していました。<sup>(註22)</sup>

その運命が今では何と変わったことでしょうか。これらの幸福に正反対の事柄を挙げても、我々の不幸のわずかに一部しか挙げたことにならないでしょう。なぜといえば、我々はかつて持っていた良き事柄を失っただけでなく、新たな苦難を受取ったのですから。この新たな苦難は我々が予め予想することもできなかったし、襲いかかった後でもそれを理解することのできないものでした。あの美しく肥沃だった耕地はいますっかり荒れ果てました。多数の城や美しい家は破壊され、屋根は崩落し、大部分は火災の跡や傾いた切妻しか残っていません。葡萄畑や果樹園はすっかり引抜かれました。一言で言えば、耕地はいたるところで泣いています。住民は大部分が死にました。こんな出来事はもうたくさんです。ペストや飢饉でさえこれよりはましでしょう。なぜなら、盗賊や強盗たちの猛威は住民の大多数を苦しみの中で殺したのですから。侮辱を受けなかった尊厳などなかったのです。<sup>(註23)</sup>

教会と第一身分である聖職者の変化については次のように述べられる。

教会の状態がこれほど隆盛だったところがフランス以外にあったでしょうか。フランスでは、神聖な礼拝の華美と威厳を保つために、荘厳な寺院が建立され、これ以上望めないほど貴重な品々で装飾され修理されたのでした。我々の父祖の信仰は、大きな収入を持つ学院と修道院を建設し、それは貧者のための金庫、社会的困窮時の避難所の役割を果たしてきました。[……] またそこでは、多数の人たちが *Muses* の胸に抱かれて養育され、能力と学識を磨き、高位聖職をはじめとして教会のいろいろな職務を勤めてきました。<sup>(註24)</sup>

司教、大修道院長、高位聖職者その他の教会関係者は各所で追放され、身代金を取られ、その財産はすべて破産するか奪取されました。その結果、修道院は、建物こそまだ残っていますが、すっかり打ち捨てられています。修道女はヴェールの貞潔を失い、あちこちとうろつき回り、俗人に混じって大きな躓きを起こしました。教会がもはや自分を維持することも他人の援助を仰ぐこともできず貧困化したので、都市では聖務さえおろそかになり始めました。<sup>(註25)</sup>

第二身分である貴族層の没落もこれに劣らず悲惨なものである。

田舎に居住していた貴族はどれほど栄光に満ちていたでしょう。若者たちは、他に比べものがないほど確かで厳しい名誉の掟によって、武器をとるべく育てられていました。彼らは、戦時にあっては君主や祖国への奉仕のために、平時にあっては武勇の訓練に励んでいたのです。それで、敵は彼らをひどく恐れ、味方は大きな安心を覚えていたのです。老人たちは家族を指導し、名誉の掟を教え、家事を指導し、野を美しい庭園と建物で飾りました。<sup>(註26)</sup>

貴族は度重なる戦闘、衝突、襲撃によって疲弊し尽し、わずかに残った者さえ家から放り出されたので、野盗家業で食いつなぎ、名誉も神への恐れも失いました。<sup>(注27)</sup>

第三身分については：

第三身分については、農業がこれほど入念かつ忠実に行われてきたところがフランス以外にあったでしょうか。その結果、土地は善良で質素な人びとの実直な手に耕されるのを喜び、彼らの勤勉への褒美として豊作をもたらしたのです。技術工芸は諸都市で非常に盛んで、フランスがその頂点に達していない仕事は世界にないほどでした。ですからフランスは自国の必要を満たすだけでなく […] 近隣諸国民の求めにも応じていたのです。 […] ここから大規模で名高い取引が生まれました。これは我フランスの誠実で裕福で著名な商人たちが行っていたもので、彼らは海を渡り、我々が余分に持っていた財物を遠国に輸出し、それと交換に東方や西方世界の金、銀、宝石をわが国に豊富にもたらしたのです。<sup>(注28)</sup>

都市の取引や手工業も完全に止まりました。惨状が職人を殺したり近隣地方へ追いやったため、職人仕事でさえすっかり廃れました。<sup>(注29)</sup>

Du Vair にとって最も重要なのは、王政とその基盤たるべき司法制度すなわち高等法院である。ここで注意しておくべきは、Du Vair 等にとっての王政とは、17世紀以降急速に確立されてゆく絶対王政ではなく、司法による制限を受ける性格であるべきことである。すなわち、Du Vair 等の司法官にとっての王政の危機とは、フランス国王位が異教徒や外国人の手に渡る危機という以上に、スペイン流の絶対王政に導入による、フランス伝統王政の喪失あるいは変質の危機を意味していたのである。

我々の父祖の知恵により、王権は神聖な法と伝統とにより規制され、司法なしには決して行使されなかったのです。国王は、万人に善を為す権威は持ちますが、最下位の家臣であれ侵害する権力は持たず、換言すれば恩恵と善行を施す権力だけを持ち、苦しみを与える権力は持っていなかったのです。国王が臣下から尊敬を獲得できるかどうかは、ひとえに国王自身にかかっていたが、憎しみや妬みを受けるかどうかは、司法の実行を委ねられた別の人々の決めることでした。(この司法 [正義] の第一かつ最も権威ある座は、尊崇され称賛された高等法院でした。高等法院にはフランス王国の住民が財産を委ねただけでなく、外国の王族も自分たちの係争をもちこみ、その判決に喜んで服していました。この大きな組織の下部に、Bailliages と Seneschaussées 毎の下級裁判所があり、更にその下位には領主の裁判官がいて、国王は昔からその裁判権を尊重していたのです。このように、理性の望むところに権利を行なわせしめ、各人に属するものをその人に保持させる上で、司法 [正義] の平衡がとれていない場所はなかったのです。これを要約すれば、世界中でこのフランスほど、勝ち誇った地方、隣人から愛され称賛され、住民にとって幸多い国はなかったのです。<sup>(注30)</sup>

これらの悪しき事柄の頂点こそ、司法 [正義] がもはや力を持たないことなのです。というのは、君主の権威による裏づけを持たない司法という空しい像は、違法行為や暴力を燃え上がらせる薪の役割しか果たさず、それらを増長させているのです。そのため、社会の信仰も個人の信仰も侵害され、何をやっても処罰されない状態が蔓延しているのです。どれほど窃盗、暴行、近親相姦、洗神が毎日行なわれているか口に出すのも恐ろしいほどです。要するに、哀れなフランスは、不倶戴天の敵たちに見下されるほどに荒廃し傷ついたのでした。<sup>(注31)</sup>

### III-3. カトリック国王の下での大同団結

このように、フランスは満身創痍である。もはや祖国フランスを救う手だてはないのだろうか。

フランスのこの恐ろしい崩壊の原因は「我国の構成員の分裂と逃散」なのであるから、カトリックもユグノーもなくフランス人全員が、祖国を救うためにこれまでの憎しみや復讐心を捨てて、祖国の存続のために大同団結する決意を固めることが最も重要である。

ただ誠心誠意の祈りをあげましょう。我々はこの祈りを、フランス人の名前と心を持つ全ての人たちに宛てて、彼らが、絶対神の御名において、父祖の遺灰に賭けて、彼ら自身と後世の救済を賭して、この偉大で花開く帝国に同情心を持つように、その厄災を救うように、その不幸に手を差しのべるように、我々は望みません。起きたことは仕方ありません。我々が是正できないことは忘れましょう。忘れることは悪〔病、痛み〕に対する最良の薬石です。非難合戦はやめましょう。我々は全員が過ちを犯しました。悪の犯人探しはやめましょう。誰が責任を免れうるでしょうか。むしろ、治療法を発見した者に報酬を支払いましょう。それが誰であれ、我々全員がその人に恩恵を受けるのですから。<sup>(註32)</sup>

この大同団結を実現するためには、その核として「全フランス人を結集できるカトリックの国王」が必要であるとする点で、Du Vair等の意見は一致しているし、またそのために全力を尽くす覚悟も既に固まっている。誰がそのカトリックの国王となるべきかという各論に入ると見解の一致にはまだ遠いが、この統一原理への反対意見は弱まっている。この点については、Henri de Navarreの態度の変化が関係しているであろう。というのは、Henri de Navarreは1590年のパリ包圍戦頃までは軍事的作戦による国内統一に自信をもち、自分のカトリック改宗によりカトリック穏健派の支持を獲得するという方法にはあまり興味を示さなかったとされる。だが1591年以降、戦況は彼の思ったほど有利に展開せず膠着状態に入っていた。そのため、リーグ派の内部分裂に繋がる改宗という方法も検討され始めたという事情があった。

私は一縷の望みを抱き始めています。というのは、かつてあれほどひどく分裂していた人心が少なくともこの点については一致しているからです。一人ひとりにそれでは誰がその国王としてふさわしいだろうかと尋ねれば、そこで話は行き詰まります。私は人々の見解がこのように異なっていることを不思議とは思いません。人の心は生まれつきいろいろですし、顔が異なるように判断も違います。誰であれ良かれと思っているのであり、自分の能力に応じてそれを実現する手段を考えているのです。しかし正しい道、真理は一つしかなく、それは見つけるのがなかなか大変です。とりわけ、大国の統治は、注視しなければならぬ多くの状況がからみあっていますから、多くの場合、最も賢明な人たちがさえ間違いを犯すのも不思議ではないからです。[...]ですから、いろいろ挙げられている方たちの中で、誰の下ならこの王国において我々の名譽と神への奉仕が守られ、国家と国民の安寧が回復されるのか、穏やかな慈愛の精神を以て一緒に考えましょう。なぜなら、これこそ我々が目指すべき点だと信じるからです。もし我々がこれを見出すことができるなら、求めているものが手に入るわけです。<sup>(註33)</sup>

### Ⅲ-4. 国王候補者たち

#### (A) スペイン国王と皇女 Isabelle

まず挙げられるのは「一番話題になっており」、「力も手段も有する最強の君主」であるスペイン国王(Philippe II, 1527-1598、在位1556-1598)である。スペイン国王が Henri III 没後のフランス国王位をうかがっているという話は広く行き渡っていた。Du Vairにとって、これが最も忌避すべき選択肢であったことは言うまでもない。そのため、考え得るすべての理由を挙げ、最も多くの頁を割いて、この案を論駁しようとする。

まず、当時の情勢を客観的に分析すれば、スペイン国王がフランス国王位を狙う理由はほとんど

ないと Du Vair は論じる。その理由として彼が挙げる主要な点は次の 2 つである。

- (1) スペイン国王は既に老境にあり、国家を支える重臣 Parme 公は病身で長くはないだろう。
- (2) スペインには全面的に Henri de Navarre 軍と戦う戦力も資力もない。

Philippe II は1527年生まれであるから1592年には64歳である。当時の寿命を考えれば Du Vair の指摘は当然である。また、「大スペイン帝国」(Du Vair はこれを *les Espagnes* と複数形を以て表現する)の威光を維持するために Flandres を始めとして各地に獅子奮迅の働きをしている Parme 公 Alexandre Farnese (1545-1592) は病を抱えている。部下や大衆に声望のある公は、その名声の故に、国王に疎んじられる可能性があるとする。

Flandres に残っているスペインは、Parme 公の賢慮と勇猛がかろうじて守っているのです。しかしそれが何になるでしょう。公は病身で、亡くなるでしょう。公が生きておれば、スペイン国王のポルトガルへの権利が攻撃を受けることはありません。公には20年の長きにわたる多大の功績がありますが、その報償は少しも受けていません。公は民心を掴んでいます。軍の指揮官たちや地方長官たちも公に心酔しています。公は真に有徳な忠臣です。しかし、国家の観点から見たとき、罰を受けずに無限に昇進する手段を持った人間が、身の安全を保証されるものでしょうか。ましてや、口実と権力の両方を持った「国王」の立場からすれば。<sup>(註34)</sup>

スペイン国王 Philippe II は父である神聖ローマ皇帝カルロス 5 世からスペインを継承し、16世紀後半には、フランスの歴史家 H. HAUSER の言う「スペインの繁栄 *la prépondérance espagnole*」を確立した。しかしこの Philippe II も内外に問題を抱えていた。一つは跡継ぎの男子になかなか恵まれなかったことで、生涯に 4 回結婚した(3 人目の妻が上述したフランス国王 Henri II の皇女 Élisabeth で、その長女が今回問題となっている Isabelle である)が、4 人目の妻である Anne (神聖ローマ皇帝 Maximilien II の娘)との間に漸く 1578 年になり長子 Philippe (1598 年に父の後を襲い Philippe III となる)を得たが、この息子は統治に関心を示さなかった。下の引用文の「子ども」とはこの息子を指す。

大スペイン王国はすでにこれまでのフランドルおよび我国との戦争によって、人材と資金が枯渇していないでしょうか。国王が新たな上納金、臨時税あるいは租税によって国民に新たな不満の種を播きたいのなら話は別ですが。彼は自分の死が国家にどんな変化をもたらすかを予測していないようです。若者でも夭折することがあります。しかし老いた国王は間違いなく死ぬのです。[...]彼は自分が何歳になれば死ぬのか考えていないかのようです。また、いろいろな婚姻関係や協定から生まれた多様な法や感情もあとに残ることになります。[...]スペインには大勢のムーア人が隠れ住んでいますし、隠れ異端派にもこと欠きません。スペインには、政治が少数のカスティリア人の手中に握られていることへの不平不満が満ちています。大貴族たちは全員自宅に引きこもり、国王への謁見も政務への参加もしていません。この人たちは、かつてはあの英明で幸多き皇帝カルロス五世に対してさえ抵抗した人々ですから、子どもが相手なら何をしようか。<sup>(註35)</sup>

以上の情勢を客観的に見れば、Philippe II が問題の多いフランス国王位という「火中の栗」を拾うはずがないというのが Du Vair の見解である。しかし、Du Vair は議論をもう一步先に進める。すなわち、それでもスペイン国王がフランス王位を狙うと仮定するならば、どのような手段を使うだろうか、またその結果フランス国家とフランス人はどうなるだろうかと問うのである。この部分こそ Du Vair のもっとも言いたいこと、Mayenne 公とその周辺に向けた牽制、警告であると同時に、自分たちの意見を採用させるための勧告なのである。

スペイン国王が外国を侵略する時の常套手段は、無知な民衆を唆して自分の手足となつてはたらく「民衆派」を作り、その国を内部から分断することにある。これにより良識と判断力を備えた人びとを抑圧し、排除するためである。パリではすでに *les Seize* がスペインの手先となって活動しているではないか。

第一に、思慮の浅い下層民衆を焚きつけ、裕福な上層の人たちの職を与えると約束して、彼らを分断し、根柢のない噂や中傷で攻撃させるのです。そして彼らを民衆の嫌われ者にし、権威を剥ぎ取った後で、全く恐れる必要のない人たちとして、自分の家に引退させることでしょう。さもなければ、彼らに戦を仕掛け、ろくに供回りもなしに戦場へ送るのです。<sup>(注36)</sup>

Mayenne 公のような大貴族や王族でさえ安全ではないであろう。

Mayenne 公は生まれつき賢明で経験も豊富ですから、この王国の友人知己に支持されていますが、この強大な外国人君主による王位篡奪を座視するでしょうか。そうならば公自身とその一門の確実な破滅であることが分らないのでしょうか。スペイン国王は、フランス人の移り気な気質を知っており、最近30年にわたり自然が与えた国王にしばしば反抗してきたことをみており、またフランス国民の性格はスペイン人のそれとは異なることを知っているはずで「[...]」。まず最初に Mayenne 公を、次にその一門の主要人物たちを亡き者とする以外に、スペイン人がこの国を確保する手段が他にあるのでしょうか。なぜなら、Mayenne 公を放置すれば、絶えずスペイン国王に対抗する党派を作るでしょうから。<sup>(注37)</sup>

スペイン国王の約束は決して信じてはならないと *Du Vair* は警告する。守られた例もないし守られるはずもないからである。

Mayenne 公は、1590年の万聖節の少し前に *Dom Bernardin de Mendose* [駐パリスペイン大使] が高等法院において、主人 [スペイン国王] は Mayenne 公と *Aumalle* 公を大抜擢するであろうと語ったことを、知っています。すなわち一方をミラノ総督に、他方をナポリ副王にするというのがその内容でした。スペイン国王は、フランスに入るや否や、二人を策略を用いて追放するでしょう。<sup>(注38)</sup>

*Du Vair* は更に念を押す。Mayenne 公自身はスペイン国王の約束どおりに栄光の座に就くとしたところで、その子や孫までそれが保たれるであろうかと問いかける。

ところで、これらの貴顕の方々は、外国人に対して自分の身の安全を図ろうと考えるとき、自分の子どもたちのことは考えないのでしょうか。つまり、子どもたちはまだ小さいのですからとても助からないだろう、その地位を捨てざるを得なくなるだろうということが分らないのでしょうか。<sup>(注39)</sup>

以上述べたように、*Du Vair* は二重三重の論拠を挙げて、Mayenne 公にスペイン国王に深入りしないように警告する。実は *Du Vair* がこのように危惧するには理由があった。それは、Mayenne 公の股肱の臣は *Villeroy* と *Jeannin* であったが、公は1591年に *Jeannin* をスペインに派遣した。これがリーグ派の多くの構成員に不信感を与え、反スペイン感情を刺激したことがあったのである。

また *Du Vair* は、スペイン国王がフランス王位についた場合の諸外国の反応を推定している。イギリスの女王、スペインのプロテスタント諸侯、イタリア諸侯の反発は当然として、トルコ皇帝やモロッコ国王にまで言及している。ローマ教皇の反応に関する *Du Vair* の予想をみておこう。

教皇聖下はこの案に同意されるでしょうか。教皇聖下を現在の世俗的栄光に引上げてくれた、そして常に他の世俗権力の圧力への防壁となってくれた〔フランス〕王国の転覆を望まれるでしょうか。教皇の権力はこの二大王国の拮抗なくしては維持されなかったのです。その二大王国が統合するならば、教皇はその統合王国の奴隷と化すでしょう。ナポリ王国とシチリア王国の国王承認について、教皇は常に「この王位に就く者は皇帝たるべからず」という一項を加えてきました。彼らがフランスを征服できるなら、ナポリやシチリアどころではないでしょう。そうなれば、彼らはもはや教皇の臣下でなく、その主人ということになるでしょう。<sup>(注40)</sup>

次にスペイン国王の皇女 **Isabelle** をフランス人でカトリック教徒の貴族と婚姻させて「共同統治させる」という話に移る。**Mayenne** 公は年齢の点からも、既婚者であるという点からも、**Isabelle** の結婚相手としては問題にならない。最も有望視されたのは若き **Guise** 公<sup>(注41)</sup>であった。

ここで注目すべきは、この論文の中では、1593年6月28日の **Du Vair** の高等法院における『サリカ法』演説の中心課題となる「サリカ法」について全く言及がないことである。この事実、1593年に入ると **Isabelle** 婚姻問題は急速に具体化していくから、『和平の勧め』の成立時期がそれ以前すなわち1592年であるとする **RADOUANT** の指摘を補強する可能性がある。

この若様〔**Guise** 公〕にスペインの皇女を娶わせるという案がありますが、これは病気の人でもなければ心に浮かばない夢物語です。スペイン国王の次女を、豊かで平和な国に君臨する強大な君主で故父王の蓄積した巨富をもっている **Savoye** 公に娶わせる時でさえ、スペイン国王を説得するのがどれほど大変だったか考えてみればよいのです。今度の話は長女であり、次女よりずっと高貴な心情の持ち主です。もしこの皇女に1ダースもの兄弟があったとしても、スペイン王家に遥かに及ばない **Lorraine** 一門の王子に嫁ぐなどできない相談でしょう。彼女を娶る者は国王になるのだからと人は言うかもしれませんが。スペイン国王が娘に持たせる莫大な持参金だというわけです。たとえこの征服が実現可能だとしても、自分の資金を使って外国人の若様に王国を一つ征服してやるほど、スペイン国王がお人よしだと誰が考えるでしょうか。〔…〕スペインの皇女には病弱な弟が一人しかなく、それゆえこの王子は世界最大の国家を相続することになるのですが、スペイン国王が王冠を一人息子にかぶせ、王杖は **Savoye** 家または **Lorraine** 家の王子に与えたがっていると信じる人がいるでしょうか。ありていに言えば、彼は自分の娘をオーストリア王家の親王以外とは結婚させないでしょう。<sup>(注42)</sup>

スペイン国王本人かその皇女のどちらかがフランス王位に就くとしたら、**Henri de Navarre** の立場はかえって強化されるだろうと **Du Vair** は指摘する。外国人にフランス国王位を与えるならば、それは敵軍（**Du Vair** は「反対側の党派 **le parti contraire**」という微妙な言い方をしている）に「祖国防衛」という大義名分を与えることになるからである。カトリック教徒からみれば「異教徒軍であった」**Henri de Navarre** 軍は「救国軍」となり、名誉を重んずる貴族の全員がこれに参加するはずだとするのである。利によって動く民衆は、スペインによる戦費課税を嫌い、愛国意識に目覚めるに違いない。

スペイン国王にフランス王位を与えれば我々リーグ派がもっと強くなるというのは、全く我々を欺くもの言いです。スペイン国王が我々に敵対する〔**Henri de Navarre** の〕党派を弱体化させるかどうか考えてみましょう。**Henri de Navarre** の党派は、弱体化するどころかこれ以上ないほどに強大化し、フランスのみならず全ヨーロッパにおいて、力づくで国家を手中にし、信仰を転覆させる道を拓くことになるでしょう。

第一に、戦争の名目が変わるでしょう。今までは宗教戦争だったのが、今後は国家戦争、対外戦争になるでしょう。**Navarre** 国王派の人びとは、これまでは動揺していたのですが、自身の保全という共通の利益

と、外国君主の侵入を手助けする我々の党派に対する憎しみとによって、確信を持って Navarre 国王と再び結びつくでしょう。

第二に、全貴族と多数の都市が Navarre 国王に同調することは疑う余地がありません。なぜなら、その多くは、今日まで、戦争の混乱と不便だけを口実として、我々以上に戦争の終結を願う人々と協調してきたのですが、この新しい口実はどんな事態を生むでしょうか。我々の陣営に残る都市も、スペインの支配を少しでも体験し、軍隊の乱暴を経験し、戦費を負担するならば、疑念を抱いて次から次へと脱落し、その疑念の上に、幾多の蛮行が行なわれるのを見れば、民衆はスペイン国王に対する憎しみをもち、フランス人国王への回帰を願ひ始めるでしょう。<sup>(註43)</sup>

以上見てきたように、Du Vair は、論拠を二重にも三重にも積み重ねて、Mayenne 公に宛てて、スペイン国王あるいはその皇女をフランス王位に就けようとする策謀に加担しても何の利益もないと説得する。

### (B) Savoye 公

スペイン国王とその皇女に続く候補者は Savoye (Savoie) 公<sup>(註44)</sup>である。しかし Du Vair は Savoye 公がフランス国王となる可能性は少ないと見ていたようで、それほど重要視していない。

スペイン国王がフランス王位に就けなかった場合、次にそれを望むのは Savoye 公でしょう。公の母は France 王家の娘であり、妻は Valois 王家の長女の娘の一人だといわれており、フランス王国に極めて近い筆頭王族 Prince souverain で、同じ言語を用い、スペイン王家とは姻戚関係にあり、オランダをこの王国に統合する可能性があります。しかしこれを Lorraine の若君たちがどうして我慢できましようか。彼らは France 王家の娘を母とし、それゆえ継承権の点からすれば最高の有資格者なのです。権利の上からは、Savoye 公は継承権を主張できないと私は信じていますが、しかし権力と手段の点では一頭地を抜いています。

ところで我々は誰でも Savoye 公の財力がどれほどか知っています。公は Genève 市に仕掛けた 6 カ月にわたる戦争で、父君が公のために 20 年かけて蓄えた資金を使い果たしました。公はフランスの分裂を利用して州を 1 つ占領しようと図ったのですが、大きく硬い壁にぶつかったコップのように、公の軍勢は木っ端微塵になり、他人の家に火をかけるつもりが自分の家を焼く羽目になり、今はピエモンテの奥地で闘っています。

イタリア人は公が強大化するのを絶対に許さないでしょう。彼らは、一人の君侯の手中に大きな権力が握られると、それがいつ彼らの身に襲いかかるかしのれないし、それが如何に危険であるか知っています。スイス人もまた公と係争中で、その強大化を防ぎ、24 時間以内に公国の一部を奪取する理由も十分な手段も持っています。

もしスペイン国王にその手段があるならば、Savoye 公がフランスを征服するのを助けるだろうと人は言うかもしれません。しかしスペイン国王は、フランス国家を分断し、それによって残りの征服をいっそう容易にするために、むしろ Savoye 公が Provence と Dauphiné を征服するのを手助けするでしょう。<sup>(註45)</sup>

### (C) Guise 公 Charles de Lorraine

フランス国内のカトリック陣営の中では、Valois 朝に血縁上で繋がっている Bourbon 枢機卿 Charles de Bourbon は捕囚の身となっており、それ以外にはめぼしい候補者は見当たらなかった。範囲を大貴族である同輩公 duc et pair まで拡大すれば何名かの候補者があつた。その中では Lorraine 一門の王子たちが有力視されていた。一番に Isabelle 皇女の結婚相手に擬せられたのは若き Guise 公 Charles de Lorraine (1571–1640) であったが、彼はその資質も性格も国王にふさわしいとはみなされていなかった。Du Vair も軽くあしらっている。

後には Lorraine 家の王子の一人の名が出ました。しかしこの若様はこれほどの重荷を肩に担うというか、こ

れほど重く確実な瓦解の下に身を置くという感覚も判断力も持ち合わせてはいません。Lorraine 一門中でもっとも軟弱なこの若様が、すでに十分に重く、その名前の重さゆえに更に重くなるであろう荷物を担う、どんな資質を持っているというのでしょうか。苦しんでいる多くの民衆が望む救済をもたらもしないで、民衆の服従を望めるのでしょうか。変革を求め、Guise 家の若様を国王にすべしと言っている都市や地方でさえ、彼のひ弱さを実見すれば呆れることでしょう。長くその地位にある王侯でさえ、立派な業績を上げなければその地方は揺れ動きます。王侯の権力ほど不安定なものはなく、自力で維持するしかないのです。要するに、この若様はこの国家に何をもたらすでしょう。この国の滅亡を防ぐためにどんな救援をもたらすでしょう。彼には資金もましてや軍勢もないのですから。<sup>(註46)</sup>

#### (D) Mayenne 公

最後に検討される候補者は Mayenne 公その人である。Du Vair は Mayenne 公を持ち上げつつも、公がフランス国王となる名目もなければ実益もないことをはっきり指摘する。三人称を用いて記述しているが、実は二人称によって Mayenne 公を牽制し、公に向かって直接警告していると解すべきである。Du Vair の筆致にはかなり露骨な皮肉が感じられる。まず、現在のカトリック陣営から国王を出すとするればそれは Mayenne 公以外には考えられないと、一応は持ち上げる。

しかしこの皇女 (Isabelle) を (三部会で) 選出された国王に嫁がせるとしても、相手をどうやって決めるのでしょうか。選にもれた求婚者たちはどれほど遺恨を持つでしょう。彼らの中に、皇女の伴侶に服従する者がいるのでしょうか。自分より適任とされた相手に服従するよりは、万死を嘉とするでしょう。Mayenne 公も、今日まで長上として統治してきたのですから、自分の部下であった者に従うことができるのでしょうか。選出さるべき最適任者は Mayenne 公でしょう。<sup>(註47)</sup>

しかし Du Vair の真意は Mayenne 公に対して国王位を狙うなどという野望を持つべきではないと忠告することにあるのは言うまでもない。そのために幾つもの理由を挙げるが、その第一は王家の血を引いていないという理由である。Mayenne 公の属する Lorraine 一門はフランス貴族としては最上級の「同輩公」ではあるが、王族 prince de sang とはいえない。この点が Valois 王家の傍系である Bourbon 家と決定的に異なる。

フランス王の血筋を全く引かない王侯を選出するということになれば、Mayenne 公が最適任者でしょう。我々は公に多くの善を期待できます。なぜなら、第一に、公は血気に逸る若者でもなければ老いに悩む老人でもなく、まさに適齢の人です。公は力と精力に満ちた身体、威厳に満ちた物腰、穏やかで寛大な態度をもっています。その上、今日のフランスのみならずヨーロッパの、すなわち世界の中で最も経験豊富で、戦争を体験し、戦闘に参加し、軍を指揮し、都市を包囲した君侯の一人です。<sup>(註48)</sup>

もし Mayenne 公が王位を望むならば、公がこれまで無私でカトリック信仰と祖国フランスのために働いてきた功績が、私利私欲に起因した汚れたものとみなされるだろうと Du Vair は牽制する。

私が敢えて言うまでもないことですが、フランス国王の称号は、国内でも国外でも、Mayenne 公のこれまでの行動を曇らせるのみならず汚してしまうでしょう。人びとは結果であるものを最初からそれが目的だったのであると言うでしょうし、苦悩や正当な争いの理由が公の行動を導いていたのに、野心の故だったのであると思うでしょう。<sup>(註49)</sup>

それに、Mayenne 公は現実に国王に等しい力と声望を持っているのではないか、単なる称号を求め



ることは百害あっても一利もないではないかと説得する。民衆は国王に絶対的な保護を求め、国王はそれに答える以外にないのだという国王観が示される。

しかし私はお尋ねしたいのですが、Mayenne 公が国王の称号を手に入れた時、公は虚名以外に、今日持っている以上の何を手に入れることになるのでしょうか。今より大きな権力を手に入れるのでしょうか。その権力は、公がすでに持っておりかって国王が持っていた権力より大きいと考えられるのでしょうか。公はすでに権力、都市、政府、官職、財政、更には人びとの生命や財産さえ、自由にしていないのでしょうか。新たな資源を手に入れるのでしょうか。フランスは今以上の人間を獲得するのでしょうか。税収が増えるのでしょうか。近隣地方で友好的な国、同盟国が増えるのでしょうか。とんでもありません。それらは全て減るか消失するでしょう。<sup>(注50)</sup>

国王の義務は大きく、民衆はそれを自分たちに生じるすべての悪への保障と考え、国王がしてくれるかもしれないというだけでは決して満足しません。自分たちに必要なことを全て、国王の称号が義務付けていることを全て、国王に求めます。統治ができるということは、民衆を安楽と平安に保つことなのです。今日までの民衆の不満は大きいものでした。それを民衆が Mayenne 公にぶつけたとき、公はこれまで全てを三部会に委ねるとし、自分の権限は委任された限定的なものだと弁明することで逃れてきたのですが、もし国王になったら、何と答えるのでしょうか。<sup>(注51)</sup>

Du Vair は更に注目すべき議論を展開する。すなわち、王家の血を引かない Mayenne 公が王位につくためには三部会において選出される以外に方法はないが、一たび国王が選挙によって選ばれたならば、選挙はその時一度だけというわけにはいかないであろう。その後も定期的に選挙が行われることになるだろうし、そうなれば、Mayenne 公自身は王位に就けるとしても、彼の子孫が王位を継ぐことができるかどうか保証はない。

しかし Mayenne 公が国王として生涯を送り戦争を続けることができるとしても、彼の子どもたち、特に幼い子どもたちはどうなるでしょう。国王選挙が一度でも実施されれば、選出されることを望む王侯はいつでもいますから、フランス王国は将来にわたって選挙制国家となるでしょう。民衆は、その本性に従い、とりわけ不都合を感じているときには、国王を代えればよくなると考えるでしょう。王国とは断崖のようなものであり、頂上から下りようと思えばまっさかさまに落ちるしかありません。崖の上と下の中間に身を安んじる場所はないのです。Mayenne 公の子孫は、フランスで貧乏貴族に落ちぶれるか隣国に庇護を求めて亡命するか、いずれにせよ惨めな境遇に陥るでしょう。要するに、この案は全く考慮に値しないもので、Mayenne 公のように賢明な方の採るところではないのです。<sup>(注52)</sup>

それでは Mayenne 公の採るべき態度は如何なるものであるか。それは名を求めることなく実をとるべしということになる。カロリング王朝もこうして興ったではないか。勿論、下の引用は外交辞令であり、Mayenne 公の子が王たる器量をもつとは、Du Vair を含めて誰一人思っていない。要は Mayenne 公本人に分不相応で軽はずみな野心を抱くなど釘を刺しているわけである。

Mayenne 公は、この高い地位に昇ろうという願望（王侯たちの心には容易に生まれる情念ですが）にくすぐられても、現状においてこの称号を買い取るのは愚の骨頂であることを知っておられます。王国とは征服すべきものであり、そこで地位を確立した後で、望む称号を手に入れるのです。主人となる前に国王の称号を手にするのは、益のない妬みを身に負うだけです。ですからかの Charles Martel は、王位に就くことなく長い間フランスを指揮し、その権力を根付かせ、花を摘むのは息子に任せました。おなじく Hugues le Grand も王位に就かずには権威と勢力を握り、王位に就くのは国がすっかり平和になってから息子に任せました。<sup>(注53)</sup>

### Ⅲ－５．フランスを救う唯一の道——Henri de Navarre の改宗

かくして『和平の勧め』は結論に到る。Du Vair の提示する結論は既に決まっており、先行する諸論文でもはっきりと表明されていた。すなわち Henri de Navarre に改宗を勧め、その後でフランス国王 Henri IV として承認するしか方法はないというものである。その根拠を整理すれば、次のようにまとめることができよう。

第一には、スペインの支配だけは何としても避けねばならないというフランス人としての国民感情がある。

第二は、戦況分析であり、長期的に見れば Henri de Navarre 軍がカトリック軍を圧倒していることは誰の目にも明らかだった。

第三は、Henri de Navarre が王位を継ぐべき筆頭親王であるという王位継承の伝統、法的視点である。

第四は、Henri de Navarre の資質や性格が他の候補者を圧倒しており、まさに王たる器量を備えているという理由である。

これに加えてもう一つ注目すべき第五の理由がある。それは、今カトリック陣営にある Du Vair 等の国内融和派（とりわけ司法官僚）が主導権をとって Henri de Navarre のフランス国王就任を支援するならば、国王となった暁には、彼らへの報償として、国家運営において彼らの意見に耳を貸すであろうという期待感、一種の協和的王政が実現するであろうという期待感があつた。

第一の点については既にスペイン国王に関する議論で尽くされているから、ここでは再論しない。第二の軍事的、国内政治（とりわけ都市の動向）や国際情勢の分析については、次のよう指摘が各所にある。

ご存知でしょうが、Navarre 国王はフランスの王位継承第三位に過ぎず、宗教しか味方がなく、支持する都市も4つか5つしかなかった時でさえ、我々カトリック陣営と戦争を続けてきました。Navarre 国王が多数の貴族を味方につけた今日、どうでることでしょう。都市の半数を味方につけています。国〔王位〕を要求する理由を持っています。英国は彼の支持を表明しました。ドイツ人、スイス人、それにイタリア諸侯もおそらく彼に好意的です。彼に敵対する我々はかつてないほど疲弊し、破産し、分裂しています。<sup>(註54)</sup>

第三の法的観点については次の点に注目すべきである。すなわち、Du Vair は王位継承権については法的伝統を尊重し上位者である Henri de Navarre 第一位と認めるべきであると説く一方で、後で論ずる relaps 問題に関しては、法の規定は必ずしも絶対ではなく、法的規定に優先するものがあるとする一種の「非常避難理論」を主張しているからである。これが Du Vair 等が「ポリティック」と称された所以であったかもしれない。

Navarre 国王は血統上の権利により王冠がその人に属するフランスの筆頭親王です。もし彼がカトリックであれば誰も横槍を入れることはできません。もしこの欠点を排除することができれば、戦争の機会も消失します。両党派は一つに統合され、全ての王侯、領主、三部会は服します。<sup>(註55)</sup>

理想や祈念を考えるべきではなく、あらゆる神法と人法の認めているように、不可避の悪の中で最も小さいものを選び、人間は自分の権能の範囲内で考えるしかないので、我々の権能の中にある賢慮を以て我々の信仰にとって最も危険の少ないのは何かを検証すべきなのです。そうすれば、法が relaps を王位から排斥しているとはいえ、非常事態はそれに当てはまるまいと私は申し上げたいのです。今の事態がどれほど異常であるかという、単に嘆かわしいなどというべきではなく、前代未聞というべきです。更に申し上げ

れば、この排斥規定は、国家と信仰上の善のために当該人物を忌避するというだけであって、国家と信仰の状態がそれを有用と認めるならば、relapsを受け容れるだけでなく、もっと悪い条件でさえ受け容れるべきです。国家と信仰の非常時は、この排斥規定を停止させるでしょう。<sup>(註56)</sup>

フランス国内に自派の国王候補者が見当たらないというのは、カトリック陣営の共通認識になっていた。では Henri de Navarre は Du Vair にとってやむをえない選択肢であるのかというと、彼の文章を読むかぎりそうではない。「それ以上の理由があって a fortiori causa」の選択なのである。それが上記第四の、Henri de Navarre は王たる器量をもつという点である。彼が国王として最適任であることは、敵であるカトリック陣営にも認める者がいるほどで、教皇 Sixte V が1590年のパリ包囲戦の最中に特使としてフランスに派遣した Cajetan 枢機卿でさえ、フランスの内戦を鎮める方策は Henri de Navarre の改宗と王位就任しかないだろうと語ったとされる。<sup>(註57)</sup>

Navarre 国王は勇敢で度量が大きく、性格は善良かつ温厚であり、復讐心が強くなく、逆に非常に融和的であるという長所を持っています。<sup>(註58)</sup>

心情の上では Navarre 国王に与しながらも、現実には心ならずもそれと対立する陣営にある Du Vair 等にとっては、「Navarre 国王は、度量が大きく、復讐心が強くない」という一節は、Henri de Navarre の即位を前提としつつ、即位後には、自分たちの従前の行動を許してくれるようにという願望の表明であったであろう。

第五の視点については、次の一節が注目される。しかし、緩やかな協和的王政という Du Vair たちの理想は、やがて次の世紀に、フロンドの乱を契機として息の根を止められることになる。

Navarre 国王がカトリックに改宗し、それによってフランス国王に承認されることは、国王として生まれること、あるいは無条件に国王として承認されることとは大きく異なります。今日の状況下では、彼は一つの協定によって国王として承認されるだけであって、その協定の中で王侯たち、地方、都市の安定が規定されることになるでしょう。<sup>(註59)</sup>

### Ⅲ-6. la Ligue の探るべき道 — Mayenne 公への呼びかけ

『和平の勧め』は最後に再び Mayenne 公に向けて、Henri de Navarre へ改宗を働きかけること、それを前提として国王として承認することしか道は残されていないし、それによってこそ公個人の名誉と利益も確保されるのだと説得して終わる。

Mayenne 公個人にとっては、和議によって Navarre 国王と完全に仲直りし、この王国において過去最高の地位と権威をもつことになることが、全ての根拠から結論されます。<sup>(註60)</sup>

具体的には統一後の軍事司令官に任命されるだろうとする。逆に言えば、Mayenne 公はせいぜいのところ軍事司令官が相当だと皮肉っているととれなくもない。

Navarre 国王は、平穏な生活をする手段を手に入れれば、そうするでしょうし、休息を楽しむでしょう。軍隊の指揮を任せるのは、その能力を有する Mayenne 公以外にないでしょう。ですから、これらを全て考慮に入れると、公とその他の王侯たちは現在の多くの悲惨事に終止符を打ち、苦しみ憔悴しきっている大勢の民衆に、このひどい厄災の下で一息つく手段を与えるべきなのです。しかし、これらの理由を措くとしても、ま

た他の理由も彼らをそうし向け、強いることがないとしても、彼らをこれほど慈しみ名誉を与えてきたこの哀れな王国に対して彼らが持つべき同情心だけでも、彼らにそれを為さしむる理由として十分でしょう。<sup>(註61)</sup>

《Noblesse oblige.》の原則に則り、高貴な身分にふさわしい自己犠牲の精神を発揮することが、フランスのこの難局を救う手段であり、神の意に叶う唯一の道であると説くのである。

今日、苦悩は我々の腸を断ち、これほど激しい苦痛の重荷に弱った我々の心は哀れな溜息を洩らし、心をつにして神の善意と慈悲を請願しています。我々の怒りと手を結び、神の平和によって我々の内戦を断ち給わんことを。あなた方国王、王侯、貴族は、民を統治すべき者と神が定められたのですから、民の嘆息をあなた方のものとし、あなた方が民に対して持っている権力と権威によって彼らのひどい厄災を軽減して下さい。彼らはそれを請い願っています。

あなた方が自分の個人的繁栄を願い、野心を抱いて、民の声に耳を貸さず、彼らの祈願や建言を放置して顧みないとすれば、どうか次の事態を恐れなさい。声を大にしてあなた方を非難する民の不平や嘆息が天の聞き届けるところとなり、神が、民の功績とあなた方の残忍さへの怒りから、民を救うためにお出ましになり、その怒りの腕を以て地上の権力をあたかもかわらけの如く砕き、哀れみの心の少しもないあなた方を滅ぼすことで、民衆の救済を明示されるでしょう。しかし、永遠の権力である神よ、我々があなたに期待する善と好意とを、我々の主要部分である人々の厄災と荒廃とによって明示されることがないように、お願い申し上げます。

主よ、我々全員をお救い下さい。もろもろの国王や王侯の心を握っておられるのですから、主の聖なるお慈悲の火によって、彼らの心を和らげ、彼らとその全力を尽して哀れな祖国のために働き、救済の執行者となるという敬虔な希望を抱くようにして下さい。<sup>(註62)</sup>

## IV. 結び——雄弁なガリカニスト

### IV-1. ガリカニストとしての Politiques

国王 Henri III が1589年8月2日に逝去した直後から、後継者を誰にすべきかという喧しい議論が起こった。その中の有力な一つに、Henri de Navarre のカトリック改宗を前提として国王として認めるべきだとする意見があった。それはとりわけ当時 Politiques と蔑称されていた一群の人びと、開明派の官僚と学識ある市民層に多かった。この人びとに共通する思想、むしろ心情は、ガリカニズムあるいは「世俗的ガリカニズム」と呼ぶのが適当であろう。Du Vair はその代表的人物であり、ある意味でこの流れを「主導した」のである。彼が『和平の勧め』で公表した思想と心情は、ガリカニストの間ですでに共通認識となっていたものであるが、彼の表現力、当時の表現によれば「雄弁」は、他の者を凌駕し、追隨を許さぬ域に達していた。

RADOUANT は Du Vair の論文の先駆として Duperron (Du Perron) と Nevers 公の二人の作品を挙げている。

Du Vair の直接の先駆者の中では Duperron を挙げなければならない。Duperron は Henri III の暗殺の数日後に Morlas 殿<sup>(註63)</sup> への書簡で解決策を推奨しているが、それは他の人々が、後日、状況が切迫してから到達するものであった。彼は宗教問題がリーグ派にとって(他の党派が考える以上に)重要であることを明示した。だから国王が改宗することは国益である。しかもそれは直ちに実行されなければならない。この性急な改宗が引き起こすであろう論評に躊躇することなく、また公会議というキメラを恐れずに、教皇の赦免を求めべきである。

この主張は1590年中ごろに Nevers 公が『武装蜂起論』*Traité de la prise d'armes* で再び取り上げる。Nevers

公もまた、Henri IV を無条件で受け入れるべきではないとする。Henri IV がカトリックに改宗しなければ認めることはできない。また、Nevers 公は、ユグノーを捨てない国王に従うカトリック教徒をも断罪する。これも国王の改宗が急がれる理由だとする。フランス全体の利益がこの点にかかっている。フランスは、外国の侵略に対する安全保障を Henri IV に負うであろう。なぜなら、国王は両党派の力を統合するだけでなく、スペイン弱体化を望む同盟国をも失わないだろうから。フランスの国内的和平も Henri IV にかかっている。なぜなら、カトリックを犠牲にしてまで国王がユグノーを厚遇することはできないであろうから、と Nevers 公は期待した。Henri IV に願い出るなら改宗するだろうと Nevers 公は断言する。<sup>(註64)</sup>

しかし、Du Vair といっそう関係が深いのは Villeroy<sup>(註65)</sup> である。二人は交誼が深かった。1593年に出版されたリーグ派三部会を揶揄した *Satyre Ménippée* に関して、二人の間には往復書簡が交わされていることから、両者の思想上の親近性がうかがわれるのであるが、これについては稿を改めて論ずる。二論文の内容上の共通点<sup>(註66)</sup> は枚挙に遑がないが、結局それらは彼らのガリカニズムの共通認識であると要言することができよう。

ここでは両者の違いに注目してみたい。二人の違いは、Du Vair が司法官僚であり Villeroy が行政官僚であり政治顧問であるという立場の違いや、両論文の書かれた時期の違いを反映しているだろう。

Villeroy は Mayenne 公に対して、フランス王国の無秩序を治めるには3つの方策しかないと指摘する。

第一は Navarre 国王 (Villeroy の呼び方に従う) と和平を結ぶこと。

第二は、一定の条件の下で、カトリックを結集して Navarre 国王のフランス王位就任を阻止すること、

第三はスペイン国王にすべてを与えることだとする。

第一の方策が最も望ましく、第二は第一の道が不可能な場合にとるべき方策であり、第三は採るべきでない主張する。そして、それぞれの方策に関して、その採るべき、あるいは避けるべき理由が論じられる。

第一の方策に関して注目すべき点は、まず前提条件である Henri de Navarre の改宗について、Villeroy は *relaps* という言葉を用いていないが、改宗は絶対に必要であるとする。Du Vair も表面上は改宗が前提であるとするが、*relaps* である Henri de Navarre がまたユグノーに戻ったらどうするのかという反論には、そんな事態にはならないであろうと言うのみで、正面から答えてはいない。

Villeroy は心情に訴えかける原理論に終始するのではなく、具体的方策を提言する。例えば Henri de Navarre と折衝を始めるためには、「まず6ヶ月間の停戦を確保し、その間に王国三部会を確実に召集する、両陣営が自由に発言できる都市を選んでそこで三部会を開催する」<sup>(註67)</sup> ことを提案する。また、カトリック陣営から Henri de Navarre 陣営に要求すべき条件についても具体的に提案する。「カトリック教徒以外には官職を与えないこと、カトリック都市に Navarre 軍を入れないこと、聖職祿贈与に関しては従来の慣習・規則を踏襲すること」<sup>(註68)</sup> など、あくまでも実現を目指した提言となっている。

第二の方策に関しては、Villeroy の提言が Mayenne 公に宛てたものである以上当然でもあるが、Mayenne 公が主導権を握って、(現時点で Navarre 国王についている者も含めて) 全カトリック教徒を結集させるべしと主張する。しかしそれは直ちに Mayenne 公を新国王に推戴するという意味ではない。Villeroy は公の即位については語らない。公がカトリック陣営を一致団結させることができたら、「国内外から称賛されるだろう」、「誰からも今よりもっと愛され尊敬されるだろう」、「諸外国の王侯貴族から尊重されるだろう」と言うにとどめている。結局 Villeroy は Mayenne 公に、この第二の道を選ぶとしても、王位に就くなどとは考えずに、実質的指導者の地位に満足するよう提言しているのである。

またここで興味深いのは、Villeroy はスペイン皇女 Isabelle のフランス人王族との結婚話を、実現性は低いとしながらも、「理想的な提案」と評価していることである。Villeroy がこの提言を発表した時点では、Isabelle 皇女が結婚相手と「共同統治する gouverner solidairement」という話は出ていなかったであろう。それゆえ、共同統治の言及もないし、「候補者たるフランス人貴族」の名前も言及されていない。彼がこの結婚話を「良案」であるとして反対してないのも、そのためだと考えてよからう。つまり、Du Vair の『和平の勧め』とは状況が違うということになる。現実の流れは、1593年6月20日の三部会において Isabelle 皇女と結婚すべきフランス人王族が正式に決定される運びになったのであるから、Du Vair が論文を書いた時期には Isabelle 皇女の結婚話は具体化し、現実性を増していた。それゆえ、Du Vair にとっては、この結婚話はスペイン国王自身がフランス王位に就くことと、その危険度において勝るとも劣らぬものとなっていた。

加えて、この結婚話に関する二人の議論は異なっている。Du Vair はこの話の実現を強く危惧し、なんとしてもこれを阻止すべく Mayenne 公に働きかける。これに対して Villeroy は、この話をそもそも実現性の薄いものと見ている。その根拠として彼はスペイン王室の内部事情、スペイン王家(ハプスブルグ家)の姻戚政策にさえ言及する。

更に、スペイン国王は常に自分の王室の繁栄を何よりも重視するだろうということを考えるべきです。国王には息子が一人しかいません、蒲柳の質で若年です。もし神がこの息子を召されることがあれば、長女 [Isabelle] 並びに彼女を妻とするであろう者が、全スペイン帝国を継承することになるのです。スペイン国王が長女をまだ結婚させていないのはこのためなのです。<sup>(註69)</sup>

スペイン王家の習慣として、その皇女に二人の婿を予定し、複数の男に希望を与えておいて、彼らから援助を引出し、結局皇女は与えないというやり口はご存知でしょう。<sup>(註70)</sup>

第三の方策すなわちスペイン国王にすべて任せるという道に関しては、Villeroy は Du Vair と同様に、絶対に採用してはならぬとする。いろいろな理由を挙げてその避けるべきことを力説するが、その理由の最大のものは祖国を外国人に売渡すなという、国民的心情への訴えかけである。Mayenne 公にスペイン国王の手口に乗らないように忠告した後で、「このことは閣下ご自身にかかわるとともに閣下のご子息たちにも関わることです」<sup>(註71)</sup> とつけ加えているが、Du Vair もほとんど同じことを語っている。これは Villeroy を引いている可能性が高い。

#### IV-2. 雄弁家 Du Vair

上に見たように、『和平の勧め』に示された思想と心情は、当時 Politiques と呼ばれたガリカニス

トたちに通底するものであった。それに対して、Du Vair の名を後世に残したのは、雄弁家、演説家としての彼の文業である。類似の内容を表現した Du Vair と Villeroy の文章を比べてみれば一目瞭然であるが、同時代に書かれたとは思えないほど異なる印象を与える。もちろん、文書としての形式 (Villeroy のものは Mayenne 公という主人に宛てた二人称による建白書、Du Vair のものは不特定多数のリーグ派に宛てた三人称による論文) に起因する差もあるだろうが、それ以外の要素、すなわち二人の文章家としての力量の差が大きく反映しているだろう。Villeroy の文章には (1) 一文が長い、(2) 従属節が多用され、従属節の中にまた従属節が含まれるという構文が稀でない、(3) 複合形関係代名詞の使用が多い、(4) 主語の省略が多く、それも等位節や従属節中で主語が交代したのに省略されている例が少なくない、等々の特徴があり、当時の人々にも読み易いものではなかったと思われる。これに対して Du Vair の文章ははるかに整理され、次の17世紀の散文フランス語への重要な里程標となっている。

これに文体が率直かつ簡潔、雄勁であることを加えれば、Du Vair が完成された作品を書いたと結論してよい。しかし一つ留保しておく。[...] 彼の文は豊かで重々しいが、形容詞の濫用と対称性への配慮のために鈍重になっており、偉大というよりは単調であるし、豊富というよりは過剰である。作者の苦心の跡が表に出ているのだ。途中では手の込んだ優美さが鼻につく。[...] しかし、全体として彼の文体は、生き、緊張し、活動する思想の外的表出に他ならないことを確認することができる。もちろん、まだ鈍重で荒削りのこの散文は、次の世紀の偉大な散文と肩を並べ得ないことは周知であるが、後者に繋がり、先行するものである。『和平の勧め』は16世紀における政治的雄弁文書の傑作である。<sup>(注72)</sup>

上の RADOUANT の言葉に、Du Vair の文章を生氣あらしめているものが、フランスの国家的統一を何としても保持しなくてはならないとする彼のガリカニストとしての信念であったことをつけ加えれば、小論の結論となる。

## 注

(1) Du Vair のテキストとしては次の2種類のリプリント版を用いた。

① *Les Œuvres de Sr Du Vair Premier President au Parlement de Prouence*, 1614 ; Olms Verlag, 1973

② *Les Œuvres de Messire Guillaume Du Vair Evesque et Comte de Lisieux, Garde des Seaux de France, Dernière Edition, reveue, corrigée et augmentée*, 1641 ; Slatkine Reprints, 1970

本稿のテーマである *l'Exhortation à la paix* に関しては、綴字法上の差異を除き、①と②に大きな違いはない。煩雑を避けてテキストの指示は①に限定し、以下 *Exhortation*, p.123の如く表記する。

(2) *Exhortation* で始まる論文は16世紀後半にかなり例がある。例えば1561年には匿名氏の *l'Exhortation aux Princes et Seigneurs du Conseil privé du Roy, pour obvier aux séditions qui semblent nous menacer pour le fait de la Religion* と題された論文が発表され、ラテン語やドイツ語にも翻訳されて広く読まれている。(J. LECLER, *Histoire de la tolérance au siècle de la Réforme*, Paris, Albin Michel, 1994)

(3) *Suasion de l'arrest donné au Parlement, pour la manutention de la loy Salique*.

この演説 (論文) については稿を改めて論ずる。

(4) Navarre 王 Henri de Bourbon (フランス王 Henri IV) は、Henri III の死後すぐに即位を主張する

が、カトリック陣営は当然の如く王位を認めなかった。彼をどう呼ぶかはそれぞれの立場を表明することになっていた。本稿では、形式上はリーグ派に協力してパリに残留していた Du Vair の立場を考慮して、Henri de Navarre で統一する。引用文では原文に従って訳語を当てる。

(5) RADOUANT はこの点に関して次のように述べている：

「だが、この呼びかけが1592年のものか1593年のものか、1592年10月の前であるか後であるかによって、重大な違いがあるのだ。前者であれば、Du Vair は、フランスを解放した重要な世論運動を、開始したとまではいえなくとも、少なくとも促進させ、強化したことになる。もし後者とすれば、彼のしたことは、*Satyre Ménippée* の著者たちと同様、既に多くの人が考え発表していたものに、気の利いた形を与えたに過ぎないことになる。」

こう問題提起した後で各種資料について検討し、必ずしも説得力のあるとはいえない論法で次のように結論している：

「ともかく、説明のできない状況はあるが、*Exhortation* は1592年10月以前に書かれたとしてよいと思われる。」(R. RADOUANT, *Gillaume Du Vair, l'Homme et l'Orateur*, Paris, 1907, p.282-285)

(6) L'Estoile の引用については *Mémoires-Journaux de Pierre de L'Estoile, édition pour la première fois complète et entièrement conforme aux manuscrits originaux, par G. Brunet et al.*, Paris, 1878 および *Pierre de L'Estoile, À Paris pendant les guerres de religion, présenté, annoté et mis en français moderne par Ph. Papin*, Paris, 2007 とに拠り、後者のページを L'Estoile, p.348 の如く示す。

(7) L'Estoile, p.351

(8) L'Estoile, p.349

(9) L'Estoile, p.363

(10) L'Estoile, p.366-367

(11) L'Estoile, p.370-371

(12) L'Estoile, p.376

(13) L'Estoile, p.380

(14) A. JOUANNA, J. BOUCHER, *Histoire et Dictionnaire des Guerres de Religion*, Paris, 1998, p.380

(15) Charles de Bourbon, 1523-1590。Henri de Navarre にとっては父方の叔父に当る。

(16) Charles de Condé, 1562-1594。Condé 公 Louis I<sup>er</sup> の息子で Henri de Navarre には従弟に当る。上記 Charles de Bourbon の死後に Bourbon 枢機卿位を継ぐ。

(17) L'Estoile, p.347

(18) 1593年4月～5月に開催された Suresnes 会談のこと。この記述によれば『和平の勧め』の成立は当然それ以後ということになる。

(19) *Exhortation*, p.20-21

(20) この間の事情については、羽賀「バリケードの日事件以降の Guillaume Du Vair」、「言語文化論究」第24号を参照。

(21) *Exhortation*, p. 21

(22) *Exhortation*, p. 22

(23) *Exhortation*, p. 24-25

(24) *Exhortation*, p. 22-23

(25) *Exhortation*, p. 25

(26) *Exhortation*, p. 23

(27) *Exhortation*, p. 25



(28) *Exhortation*, p. 23

(29) *Exhortation*, p. 25

(30) *Exhortation*, p. 24

(31) *Exhortation*, p. 25

(32) *Exhortation*, p. 25-26

(33) *Exhortation*, p. 26

(34) *Exhortation*, p. 28。

なお、Parme 公は1592年12月に没している。RADOUANT はこの引用文を主たる根拠として、上述したように『和平の勧め』の成立を1592年としている。RADOUANT, p.283

(35) *Exhortation*, p. 27-28

(36) *Exhortation*, p. 30

(37) *Exhortation*, p. 29

(38) *Exhortation*, p. 31

(39) *Exhortation*, p. 31

(40) *Exhortation*, p. 34

(41) Charles de Lorraine, 1571-1640。1588年に誅殺された Guise 公 Henri の息子で Mayenne 公には甥にあたる。二人はもともと折り合いがわるかったが、Charles が Isabelle 皇女の結婚相手に擬せられるや、Mayenn 公の嫉妬心から二人の仲はいつそう険悪化した。

(42) *Exhortation*, p. 38

(43) *Exhortation*, p. 33

(44) Charles Emmanuel I<sup>er</sup>, 1562-1630。母 Marguerite de France はフランス国王 François I<sup>er</sup> の娘であった。1586年にはスペイン国王 Philippe II の次女 Catherine-Michelle と結婚してハプスブルグ家と縁戚となった。野心家で、Henri II 存命中から Savoye 公国の版図拡大を画策した。フランスに la Ligue が結成されて以降、駐仏大使 Lucinge を通じてリーグ派を援助して活動した。

(45) *Exhortation*, p. 37

(46) *Exhortation*, p. 37

(47) *Exhortation*, p. 39

(48) *Exhortation*, p. 39-40

(49) *Exhortation*, p. 40

(50) *Exhortation*, p. 40-41

(51) *Exhortation*, p. 41

(52) *Exhortation*, p. 43

(53) *Exhortation*, p. 43

(54) *Exhortation*, p. 44

(55) *Exhortation*, p. 44

(56) *Exhortation*, p. 45

(57) *Exhortation*, p. 45-46 ; RADOUANT, p.281

(58) *Exhortation*, p. 49

(59) *Exhortation*, p. 48

(60) *Exhortation*, p. 49

(61) *Exhortation*, p. 49-50

- (62) *Exhortation*, p. 50-51
- (63) Henri IV に仕えたプロテスタント貴族、イギリス大使、オランダ大使を務めた後、國務卿を望んでカトリックに改宗した。1595年8月26日没。L'Estoile, 1595.8.31参照)
- (64) RADOUANT, p.291-291
- (65) Nicolas IV de Neufville, 1543-1617。Henri III に重用されるが後に失寵する。Henri III 逝去後は Mayenne 公の主要顧問となった。Henri III 在世時代より国王の意を受けて Henri de Navarre を次期国王とする交渉役を務めていたから、スペインやカトリック急進派は Villeroy 排斥運動を起こした。これに対抗して発表したのが『Mayenne 公に宛てた Villeroy 殿の意見 *Avis de Monsieur de Villeroy à M. le duc de Mayenne*』である。テキストとしては Nicolas de Neufville, sieur de Villeroy, *Mémoire d'État*, tome II, Paris, 2004, éditions Paléo を用いた。以下、Villeroy, p.123の如く表記する。なお、この論文に関する L'Estoile の証言については、拙論「バリケードの日」p.13 に指摘した。
- (66) この点については RADOUANT, p.296-299
- (67) Villeroy, p.125
- (68) Villeroy, p.126
- (69) Villeroy, p.133
- (70) Villeroy, p.139
- (71) Villeroy, p.138
- (72) RADOUANT, p.309